

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026 年 9 月 28 日

株式会社ネクストハンズ
(Next Hands Co., Ltd.)

代表取締役 長田 敏彦

静岡県駿東郡清水町新宿 823 番地の 1

(055)972-6655 (代表)

執行役員管理部長 増田 吉信

フィリップ・キャピタル証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都港区虎ノ門 1 丁目 23 番地 1 号
虎ノ門ヒルズ森タワー

<https://www.phillip.co.jp/>

(03)3666-2321

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社ネクストハンズ

<https://www.hands-inc.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期中	第39期中	第37期	第38期
会計期間	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2026年1月1日 至2026年6月30日	自2024年1月1日 至2024年12月31日	自2025年1月1日 至2025年12月31日
売上高 (千円)	92,479	91,575	172,787	176,504
経常利益 (千円)	9,597	5,559	19,962	390
中間（当期）純利益 (千円)	9,506	4,285	20,766	3,346
純資産額 (千円)	12,440	55,206	2,934	50,920
総資産額 (千円)	204,002	224,073	204,664	227,809
1株当たり純資産額 (円)	69.12	278.82	16.30	257.18
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配 当額） (円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
1株当たり中間（当期） 純利益 (円)	52.81	21.65	235.09	18.44
潜在株式調整後1株当 たり中間（当期）純利 益 (円)	－	－	－	－
自己資本比率 (%)	6.10	24.64	1.43	22.35
自己資本利益率 (%)	123.65	8.08	－	12.43
株価収益率 (倍)	－	115	－	134
配当性向 (%)	－	－	－	－
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	17,510	2,874	5,774	1,128
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	－	△952	△10,830	△1,650
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△13,990	△12,546	27,470	18,104
現金及び現金同等物の 期末（中間期末）残高 (千円)	100,193	103,631	96,673	114,255
従業員数 (人)	24 (6)	23 (7)	20 (5)	22 (7)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、第37期及び第38期中は潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第38期及び第39期中は潜在株式は存在するものの希薄化効果を有していないため記載しておりません。
4. 第37期及び第38期中の株価収益率は、2025年10月17日の東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへの上場前であり、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、契約社員やパート人員については、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第37期及び第38期の財務諸表についてオリエン特監査法人の監査を受けております。
- また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第38期中及び第39期中の中間財務諸表についてオリエン特監査法人の期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はございません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年6月30日現在

従業員数(人)	23(7)
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員やパート人員については、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社は、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2026 年1月1日～2026 年6月30 日）における世界経済は、一部地域における地政学的な緊張の高まりを背景としたエネルギー・資源価格の高騰や、それに起因するサプライチェーンの混乱などの不安定な要素を抱えてはいるものの、AI（人工知能）関連への設備投資が旺盛であり、全体としては底堅く推移いたしました。

わが国経済におきましては、高水準の賃上げが実現するなど雇用・所得環境の改善が見られ、緩やかな回復基調を維持する一方で、為替相場の変動（円安の進行）や資源・原材料価格の高騰を背景とした物価上昇圧力は継続しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、慢性的な人手不足やそれに伴う人件費の上昇といった構造的課題も深刻化しており、企業部門を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような経済環境のもと、当社の属するインターネット関連業界におきましては、人手不足への対応や生産性向上を目的とした DX（デジタルトランスフォーメーション）推進、及び省力化を目的としたシステム・設備投資への需要が底堅く推移しており、コスト上昇に対する業務効率化の必要性から、当社の提供する SaaS サービスへの関心は引き続き高い状況にあります。

当社におきましては、こうした顧客ニーズを的確に捉えるべく、SaaS サービスの機能拡充、営業・マーケティング体制の強化を進め、顧客基盤の拡大及びサービス利用の定着化に取り組んでまいりました。加えて、コスト増加に対する適切な価格転嫁や業務効率化による収益性の確保にも努めました。

その結果、当中間会計期間の経営成績につきましては、売上高は91,575 千円（前年同期比 1.0%減）、営業利益 5,388 千円（前年同期比 43.7%減）、経常利益 5,559 千円（前年同期比 42.1%減）、中間純利益 4,285 千円（前年同期比 54.9%減）となりました。

なお、当社は SaaS 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 103,631 千円（前事業年度末に比べ 10,623 千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は 2,874 千円（前年同期は 17,510 千円の獲得）となりました。

これは主に税引前中間純利益 5,559 千円、減価償却費 2,073 千円、仕入債務の増加額 1,596 千円、契約負債の増加額 1,901 千円、未払費用の増加額 3,477 千円、売上債権の増加額 8,075 千円、棚卸資産の増加額 1,084 千円、未払金の減少額 2,414 千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって使用した資金は 952 千円（前年同期は投資活動による獲得又は使用した資金なし。）となりました。これは有形固定資産の取得による支出 952 千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による支出は 12,546 千円（前年同期は 13,990 千円の支出）となりました。これは長期借入金の返済による支出 12,546 千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、システムの開発・構築等に係るサービスの提供を行っているため、サービスの性格上、生産実績という区分は適当でないため、記載しておりません。

(2) 受注状況

当社は、システムの開発・構築等に係るサービスの提供を行っているため、サービスの性格上、受注実績という区分は適当でないため、記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社は SaaS 事業の単一セグメントであるためサービス別に記載しております。

サービスの名称	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日) (千円)	前年同期比 (%)
SaaSサービス	76,540	100.0
ポータルサイト運営サービス	233	18.8
受託開発サービス	14,801	100.8
合計	91,575	99.0

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年3月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社では、フィリップ・キャピタル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2024年2月19日にフィリップ・キャピタル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。

当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。

当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面。

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合。

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面。

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合。

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面。

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合。

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）。

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合。

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合。

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日。
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等。
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等。
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げ

る行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く）。
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は 134,618 千円で、前事業年度末に比べ 1,432 千円減少しております。売掛金の増加 8,075 千円、仕掛品の増加 1,084 千円、現金及び預金の減少 10,623 千円、前払費用の減少 133 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 89,454 千円で、前事業年度末に比べ 2,305 千円減少しております。工具、器具及び備品の増加 475 千円、建物及び構築物の減少 1,597 千円、繰延税金資産の減少 1,183 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 78,150 千円で、前事業年度末に比べ 4,524 千円増加しております。買掛金の増加 1,597 千円、未払費用の増加 3,478 千円、契約負債の増加 1,901 千円、未払金の減少 2,414 千円、未払法人税等の減少 91 千円、未払消費税等の減少 1,547 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 90,716 千円で、前事業年度末に比べ 12,546 千円減少しております。長期借入金の減少 12,546 千円がその変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 55,206 千円で、前事業年度末に比べ 4,286 千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益による増加 4,285 千円がその主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2026年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年9月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	720,000	522,000	198,000	198,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	720,000	522,000	198,000	198,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2024年12月25日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51.00	同左
新株予約権の行使期間	付与決議の日後2年を経過した 日から付与決議の日後10年を経 過する日までの期間	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 51.00 資本組入額 26.00	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、新株予約権者 が権利行使時において、当社 又は当社子会社の取締役、監 査役又は従業員(以下「役員 等」という。)のいずれかの 地位を保有している場合に、 行使することができる。新株 予約権者が役員等のいずれの 地位も退職した場合は、以後 新株予約権の行使を一切認め ない。 ②新株予約権者が死亡した場 合、同人の相続人による新株 予約権の行使は一切認めな い。 ③新株予約権は、行使の日の属 する事業年度の直前の事業年 度における当社の繰越利益剰 余金の金額が0円以上である	同左

	場合に、行使することができる。 ④新株予約権者は、権利行使時において当社が国内の株式市場（金融商品取引法に基づく証券取引所）に上場していた場合に、行使することができる。ただし、TOKYO PRO Market 及び Fukuoka PRO Marketにおける上場は、株式の流通性が低いと判断されるため、本条件の適用対象外とする。 ⑤新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して新株予約権を行使することはできない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2025年7月15日開催株主総会決議により、2025年7月16日付で普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日	-	198,000	-	47,374	-	22,320

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
株式会社ジェネシス	静岡県駿東郡長泉町下土狩1427番地の34	143,400	72.42
長田敏彦	静岡県駿東郡長泉町	36,000	18.18
杉本哲也	静岡県駿東郡長泉町	4,000	2.02
佐野淳祥	静岡県三島市	4,000	2.02
株式会社ペイジェント	東京都渋谷区円山町19番1号	2,000	1.01
雄大グループ株式会社	静岡県沼津市三園町13-35	2,000	1.01
株式会社デザインスタジオフェニックス	静岡県静岡市駿河区南町10番6号	2,000	1.01
株式会社石田鉄工所	静岡県焼津市坂本355	2,000	1.01
株式会社ワークフェア	静岡県三島市芝本町11番26号	2,000	1.01
株式会社エレファント	静岡県沼津市下香貫林ノ下1907-1	400	0.20
前橋将彰	静岡県沼津市	200	0.10
計	—	198,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-

完全議決権株式（その他）	普通株式 198,000	1,980	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	198,000	-	-
総株主の議決権	-	1,980	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【直近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
最高（円）	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480
最低（円）	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当発行者情報公表日までの役員の移動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間財務諸表について、オリエント監査法人により期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	114,255	103,631
売掛金	15,646	23,721
仕掛品	93	1,177
前払費用	6,007	5,874
その他	48	213
流動資産合計	136,050	134,618
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	26,130	24,533
工具、器具及び備品	1,648	2,123
土地	60,000	60,000
有形固定資産合計	※ 87,778	※ 86,657
無形固定資産		
その他	197	197
無形固定資産合計	197	197
投資その他の資産		
繰延税金資産	3,773	2,590
その他	10	10
投資その他の資産合計	3,783	2,600
固定資産合計	91,759	89,454
資産合計	227,809	224,073

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	201	1,798
1年以内返済予定の長期借入金	25,092	25,092
未払金	6,174	3,760
未払費用	5,964	9,442
未払法人税等	182	91
未払消費税等	4,447	2,900
契約負債	30,625	32,526
預り金	938	2,539
流動負債合計	73,626	78,150
固定負債		
長期借入金	103,262	90,716
固定負債合計	103,262	90,716
負債合計	176,888	168,866
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,374	47,374
資本剰余金		
資本準備金	22,320	22,320
利益剰余金		
利益準備金	450	450
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△19,223	△14,937
利益剰余金合計	△18,773	△14,487
株主資本合計	50,920	55,206
純資産合計	50,920	55,206
負債純資産合計	227,809	224,073

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
売上高	92,479	91,575
売上原価	15,644	13,411
売上総利益	76,835	78,163
販売費及び一般管理費	※ 67,261	※ 72,775
営業利益	9,573	5,388
営業外収益		
受取家賃	981	981
受取利息	16	31
受取配当金	0	0
雑収入	9	58
営業外収益合計	1,008	1,072
営業外費用		
支払利息	984	901
営業外費用合計	984	901
経常利益	9,597	5,559
税引前中間純利益	9,597	5,559
法人税、住民税及び事業税	91	91
法人税等調整額	—	1,182
法人税等合計	91	1,273
中間純利益	9,506	4,285

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	9,597	5,559
減価償却費	1,711	2,073
受取利息及び受取配当金	△16	△31
支払利息	984	901
売上債権の増減額 (△は増加)	449	△8,075
棚卸資産の増減額 (△は増加)	5,261	△1,084
仕入債務の増減額 (△は減少)	△477	1,596
未払消費税等の増減額 (△は減少)	3,739	△1,547
前払費用の増減額 (△は増加)	△3,063	132
未収入金の増減額 (△は増加)	△118	△124
その他資産の増減額 (△は増加)	△58	△40
契約負債の増減額 (△は減少)	△1,758	1,901
未払費用の増減額 (△は減少)	1,177	3,477
未払金の増減額 (△は減少)	1,178	△2,414
その他負債の増減額 (△は減少)	53	1,601
小計	18,660	3,926
利息及び配当金の受取額	16	31
利息の支払額	△984	△901
法人税等の支払額	△182	△182
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,510	2,874
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△952
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△952
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△13,990	△12,546
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,990	△12,546
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,520	△10,623
現金及び現金同等物の期首残高	96,673	114,255
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 100,193	※ 103,631

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	37,440千円	39,514千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給料手当	43,051千円	44,720千円
法定福利費	6,606	6,767
広告宣伝費	1,115	1,711
地代家賃	510	520
支払報酬料	5,070	8,036
減価償却費	1,711	2,073

(中間株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	900	—	—	900

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	198,000	—	—	198,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	100,193 千円	103,631 千円
現金及び現金同等物	100,193	103,631

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
SaaS サービス	76,545	76,540
ポータルサイト運営サービス	1,243	233
受託開発サービス	14,690	14,801
顧客との契約から生じる収益合計	92,479	91,575

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

代金は取引先との契約に基づき、SaaS サービスは概ね3ヵ月以内に回収しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	11,225	15,646
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	15,646	23,721
契約負債(期首残高)	34,934	30,625
契約負債(期末残高)	30,625	32,526

契約負債は、各サービスにかかる利用契約の支払条件に基づき顧客から受け取ったサービス利用料に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度の期首現在の契約負債残高のうち、全額を前事業年度の収益として認識しております。

当中間会計期間の期首現在の契約負債残高のうち、全額を中間会計期間の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約が1年以内の契約のため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当社は、SaaS 事業を主体に行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
1株当たり純資産額	257.18円	278.82円

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
1株当たり中間純利益	52.81円	21.65円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	9,506	4,285
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	9,506	4,285
普通株式の期中平均株式数(株)	180,000	198,000
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—
中間純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		
(うち新株予約権(株))		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の株式数15,000株)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(新株予約権の株式数15,000株)。詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有していないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 9 月24日

株式会社ネクストハンズ

取締役会 御中

オリエント監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 神 戸 宏 明

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 吉 田 岳 仙

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストハンズの2026年1月1日から2026年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクストハンズの2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続そ

の他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上